参考様式第5－1号

8川農第373号
令和8年11月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川俣町長　藤原　一二

市町村名 （市町村コード）	川俣町 （　　07308　　）
地域名 （地域内農業集落名）	小神地区 （上部落、中部落、下部落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月9日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

当地区の一部の農地については基盤整備事業が実施され、整形地となった水田では集落営農組織を中心に水稲の作付が行われているが、地区内のため池の水が年々減少しており、水路も一部しか整備されていない。このため、今後、ため池や水路の老朽化による漏水等の問題が懸念される。また、山間部の畑については桑園であったため、養蚕の廃業に伴い遊休化している状態が多く見られる。
今後、農業者の高齢化が進み離農することが予想され、後継者不足による遊休農地の増加が懸念される。また、基盤整備がされていない山間部の農地については不整形地が多く、耕作放棄地の増加に伴い有害鳥獣（イノシシ）の被害も顕著であるため、その対策も喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】
認定農業者:8名（うち50歳以下0名）、団体経営体（法人・集落営農組織等）:3経営体
主な作物:水稲

（2） 地域における農業の将来の在り方

基幹作物の水稲については集落営農組織を中心に営農を続けていくが、農業者の所得向上のため、利用されていない畑を活用し、花卉（枝物等）の実証栽培や高収益作物（果樹）への転換などを行う。
また、一番の課題であるため池や水路の問題については、利害関係者承諾の上で整備計画を作成し、水路の共同利用化を図ることで農地に安定した水が供給できる環境を確保する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		90.2 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.2 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－ ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするが、維持管理及び保全管理が行われる区域については今後具体的な取り組みが検討された際に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

貸借方法については、現在の利用権設定から地権者の意向を踏まえながら農地中間管理事業への移行を行い、集積を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、担い手への集積・集約化を図る。

（3）基盤整備事業への取組方針

農地の安定的な活用に向け国や県の補助金を活用し、ため池や水路等の水環境の整備、基盤整備等を行う。整備計画の作成、地権者との連絡調整等については関係機関と連携をしながら実施していく。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

福島県農業経営・就農支援センター、福島県県北農林事務所、ふくしま未来農業協同組合、町農業委員会等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稲の基幹作業の一部については地区内にある集落営農組織に委託を行う。

（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

新たな遊休農地の発生を防止するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、既に遊休農地となっている農地については国及び県の遊休農地解消に係る各種事業や町の耕作放棄地解消農地整備支援事業等の活用により解消に取り組み、新たな担い手への貸付を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣（サル、イノシシ）の被害が増加しているため、有害鳥獣被害防止対策のワイヤーメッシュ柵及び電気柵の導入、有害鳥獣駆除ハンターの後継者確保と育成を行う。
③労力の省力化を図るためスマート農業の導入を検討する。
⑧農地を効率的に活用するため、農業用ため池や用排水路整備・基盤整備計画を作成し、利害関係者の意向を確認しながら進めていく。
⑩地区の基幹作物である水稲の他に、枝物などの新規作物の実証栽培を行い、収益の増加を図る。